

## 1 事業名

市道路線の廃止

市道 3-209 号線、市道 3-210 号線

## 2 事業の概要

上記 2 路線については、既存路線の一部を対象とした売払い申請がなされたことから、道路法第 10 条第 1 項の規定に基づき市道路線を廃止するものである。

## 3 他自治体の類似する政策等

道路法に基づき、他の自治体においても市道路線の廃止を実施している。

## 4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

## 5 関係法令、基本計画との整合性

道路法

## 6 事業費及びその財源等

なし

## 7 その他

廃止する 2 路線の場所、幅員及び延長については、議案書添付の案内図のとおりである。